

## 2 第一表の「収入金額等」と「所得金額」の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。  
□□には「30」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。  
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。  
なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告をする場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。  
また、「平成 年」の空白に「31」と書き、平成31年(2019年)1月1日現在の住所を書いてください。

### 収入金額等 所得金額

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

### 給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参照してください。

### 公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、【事例2】（14ページから15ページ）を参照してください。

### 申告書B第一表（上部）

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

第一表（平成30年分以降用）

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所：T市〇〇町8-5

氏名：東京 太郎

マイナンバー：31360501

収入金額等：6700000

所得金額：4830000

合計：4830000

申告の種類を表示します。土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表⑨欄へ(10ページ)

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

合計所得金額とは・・・  
第一表の「所得金額」⑨「合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

## 3 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページも併せてご覧ください。

### 申告書B第二表

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所：T市〇〇町8-5

氏名：東京 太郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額）

所得の種類	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額
給与	6,700,000	280,200
雑所得	0	0
合計	6,700,000	280,200

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑所得（公的年金等）の総合課税の配当所得、譲渡所得、一時所得に関する事項

⑪ 配偶者特別控除

⑫ 社会保険料控除

⑬ 生命保険料控除

⑭ 地震保険料控除

⑮ 扶養控除等の合計

⑯ 専従者給与（控除）の合計

⑰ 住民税・事業税に関する事項

⑱ 非課税所得など

⑲ 所得税で控除対象配偶者・事業専従者の氏名・住所

申告年分や住所、氏名などを書いてください。

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項  
次の各種控除欄は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑫ 社会保険料控除  
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金（これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑬ 生命保険料控除  
新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑭ 地震保険料控除  
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

⑮ 扶養控除等に関する事項  
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（平成31年(2019年)4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の□に○を記入してください。

この事例では、土地を売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」（8ページ参照）の適用ができませんので、源泉徴収票に記載がある場合であっても、⑫～⑭配偶者（特別）控除欄は記載しません。  
扶養控除については、8ページ及び「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項  
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（平成31年(2019年)4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の□に○を記入してください。

⑮ 地震保険料控除  
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。  
なお、⑭、⑮欄について、給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額と同じ場合には、第二表のそれぞれの欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

**4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。**

- 「所得から差し引かれる金額」は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記  
この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

住所	T市〇〇町8-5
氏名	トウキョウ タロウ 東京 太郎
給与	6,700,000
源泉徴収税額	4,830,000
控除額	1,320,000
所得金額	280,200

申告書B第一表 (左下部)

雑損控除	10	
医療費控除	11	
社会保険料控除	12	580,000
小規模企業共済等掛金控除	13	
生命保険料控除	14	50,000
地震保険料控除	15	50,000
寄附金控除	16	
寡婦・寡夫控除	18	0,000
勤労学生・障害者控除	19	0,000
配偶者(特別)控除	21	0,000
扶養控除	23	0,000
基礎控除	24	380,000
合計	25	1,060,000

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、「1」を記入します(「配偶者控除」の適用を受ける場合は、記入の必要はありません。)

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

第三表②⑤欄へ (10ページ)

**21~22 配偶者(特別)控除**

- あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたの合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除です。
- あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、⑳~㉒欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

配偶者(特別)控除額

あなた(居住者)の合計所得金額	あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
38万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円	0円	0円	

**23 扶養控除**

- あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。
- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成15年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)のことで。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成8年1月2日から平成12年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)のことで。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことで。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことで。

扶養控除額

	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

**24 基礎控除**

基礎控除の金額は、38万円です。

**5 第三表の分離課税の「収入金額」や「所得金額」などの箇所を書きます。**

- 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所: T市〇〇町8-5  
氏名: トウキョウ タロウ 東京 太郎

収入金額	50,000,000	税金の計算	45,730,000
所得金額	45,730,000	その他	45,730,000

譲渡(売却)された土地・建物について記述してください。

所在地: T市××町6-8-41

区分	特例適用条文	A 収入金額 (1)	B 必要経費 (2)+(3)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
長期	所・指・農の	50,000,000	4,270,000	45,730,000		45,730,000

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。  
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項  
区分  
43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照し、該当する譲渡所得の区分を書きます。  
この事例では、長期譲渡の一般分に該当しますので、「長期・一般」と書いてください。

収入金額 所得金額  
「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の3面の「4」から転記します。  
取引が複数ある場合には、譲渡所得の区分ごとに、その合計額を各欄に書いてください。

合計所得金額 (6ページ参照)  
土地や建物などに係る譲渡所得がある場合の合計所得金額は、下のイとロの合計額です。

イ 第一表の「所得金額」[⑨合計]欄の金額  
ロ 第三表の「②合計」欄の金額 (又は「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の3面の「4」の「C 差引金額」欄の金額の合計額)

イ + ロ = 合計所得金額  
この事例では、次のようになります。  
(イの金額) 4,830,000円 + (ロの金額) 45,730,000円 = 50,560,000円 (合計所得金額)

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額「⑨合計」欄に記載した金額(6ページ参照)と所得から差し引かれる金額「②⑤合計」欄に記載した金額(8ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額(1,060,000円)が⑨欄の金額(4,830,000円)から引ききれていますから、その残額である3,770,000円を⑦⑩欄に書き、⑥⑩欄の金額は、そのまま⑦⑩欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

42ページの「3(3) 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄) × 所得税の税率 - 控除額 = 総合課税の所得金額に対する税額  
 3,770,000円 × 0.2 - 427,500円 = 326,500円 ..... (⑦⑩欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

この事例では、長期譲渡所得(一般分)に該当しますから、所得税の税率は一律15%(他に住民税5%)です。

なお、所得税の税率については、43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照してください。

課税される所得金額(⑦⑩欄) × 所得税の税率 = 分離課税の所得金額に対する税額  
 45,730,000円 × 0.15 = 6,859,500円 ..... (⑧⑩欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑤⑨	
軽減分	⑥⑩		
長期譲渡	一般分	⑥⑩	45730000
特定分	⑥⑩		
軽減分	⑥⑩		
一般株式等の譲渡	⑥⑩		
上場株式等の譲渡	⑥⑩		
上場株式等の配当等	⑥⑩		
先物取引	⑥⑩		
山林	⑥⑩		
退職	⑥⑩		
総合課税の合計額(申告書第一表の⑨)	⑨		4830000
所得から差し引かれる金額(申告書第一表の②⑤)	②⑤		1060000
⑨ 対応分	⑦⑩		3770000
⑤⑨ 対応分	⑦⑩		000
⑥⑩ 対応分	⑦⑩		45730000
⑥⑩ 対応分	⑦⑩		000
⑥⑩ 対応分	⑦⑩		000
⑥⑩ 対応分	⑦⑩		000
⑥⑩ 対応分	⑦⑩		000
⑥⑩ 対応分	⑦⑩		000
⑥⑩ 対応分	⑦⑩		000
⑦⑩から⑧⑩までの合計(申告書第一表の⑦⑩)	⑦⑩		7186000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑩ 対応分	⑦⑩		326500
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		6859500
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		
⑦⑩から⑧⑩までの合計(申告書第一表の⑦⑩)	⑦⑩		7186000

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

課税される所得金額(⑨-②⑤)又は第三表上の⑦⑩に対する税額又は第三表の⑦⑩	②⑥		000
配当控除	②⑧		
特定増改築等(住宅借入金等特別控除)	③①		00
政党等寄附金等特別控除	③②		
住宅ローン特別控除	③③		
災害減免額	③④		
復興特別所得税額(④①×2.1%)	④②		7186000
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	④③		7186000
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	④④		150906
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額(④③+④④)	④⑤		7336906
外国税額控除	④⑥		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	④⑦		280200
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(第1期分-第2期分)	④⑧		7056700
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(第1期分-第2期分)	④⑨		
納める税金(④⑤-④⑥)	④⑩		7056700
延納期間までに納付する金額	④⑪		
延納届出額	④⑫		000

延納の届出  
 第一表の「④⑩納める税金」の2分の1以上の金額を平成31年(2019年)3月15日(金)までに納付することにより、その残額を、平成31年(2019年)5月31日(金)まで延納することができます。なお、延納期間中は利子税がかかります。

「財産債務調査」・「国外財産調査」の提出  
 確定申告が必要な方で、平成30年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成30年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調査」を平成31年(2019年)3月15日(金)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、平成30年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調査」を平成31年(2019年)3月15日(金)までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。なお、「国外財産調査」を提出する方が、「財産債務調査」を提出する場合には、その「財産債務調査」には「国外財産調査」に記載した国外財産に関する事項(その国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「財産債務調査制度に関するお知らせ」及び「国外財産調査制度に関するお知らせ」をご覧ください。

「②⑧配当控除」、「③①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③②~③④政党等寄附金等特別控除」、「③⑤~③⑦住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

③⑧ 差引所得税額  
 ②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③①欄、③②~③④欄、③⑤~③⑦欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④① 再差引所得税額(基準所得税額)  
 ③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④② 復興特別所得税額、④③ 所得税及び復興特別所得税の額  
 ④①欄の金額に2.1%を乗じた金額を④②欄に書いてください。また、④①欄の金額と④②欄の金額の合計額を④③欄に書いてください。

④④ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額  
 第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④④所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額  
 ④③欄の金額から「④⑥外国税額控除」、「④⑦所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。  
 黒字の場合 ☞ 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。  
 赤字の場合 ☞ そのままの金額の頭に△を付して書きます。

転記します。